

会計年度任用職員(児童発達支援業務(保健師))を募集します

職種	保健師
応募資格	保健師の資格を有するか保健師の資格を取得する見込みの人
職務内容	(1)発達の遅れなどに関する相談の受付, インテーク業務 (2)診療検査事業における医師の診療補助業務及び診療に関する記録作成業務 (3)幼稚園・保育園等関係機関との連絡調整業務 など
報酬等	報酬:月額 221,600 円～225,700 円(本市会計年度任用職員としての職務経験による) 期末・勤勉手当:一定の条件を満たした場合, 年2回(6月及び12月)支給 交通費:別途支給(月額上限 150,000 円) (注意)上記の金額は, 条例等の改正に伴って変更する場合があります。
加入保険等	共済組合短期給付適用, 厚生年金保険, 雇用保険加入, 公務災害補償制度適用
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日(翌年度, 再度の任用の可能性あり) (注意)採用後, 1か月間は条件付採用期間となります。
勤務時間等	(1)勤務時間:週 5日 午前9時00分～午後4時(6時間15分勤務) 休憩時間:午後0時15分～午後1時(45分間) (2)勤務時間:週 4日 午前8時30分～午後5時(7時間45分勤務) 休憩時間:午後0時15分から午後1時(45分間) 所定労働時間を超える労働の有無:原則ありません 勤務しない日:土曜日, 日曜日, 祝日, 年末年始 休暇等:勤務条件に基づき, 年次有給休暇等が適用となります
勤務地	子ども発達センター
採用人数	3名
試験方法等	試験日時:令和8年2月15日(日曜日) (面接試験時間の詳細については, 受験者本人あてに別途通知します。) 試験会場:宇都宮市子ども発達センター
申込	提出書類:顔写真を貼り付けた「会計年度任用職員 採用試験申込書」 (注意)既に他の事業所で就労しており, かつ, 本市で採用されても他の事業所で就労を継続する意向の場合には, 申込時に「就労証明書」を添付してください。 提出方法:直接持参又は郵送 申込締切日:令和8年2月4日(水曜日)必着 申込先:〒320-0851 宇都宮市鶴田町970番地1 宇都宮市子ども部 子ども発達センター 相談グループ 電話番号 028-647-4720
その他	・会計年度任用職員は, 一般職として地方公務員法の各規定(守秘義務, 職務専念義務, 人事評価, 懲戒処分等)が原則適用となります。 ・予算の議決等の理由により, 募集する職が設置されない場合や職が廃止された場合等は, 任用されないことがあります。 ・学歴, 職歴, 資格, 犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるときは, 合格・採用を取り消すことがあります。 ・提出書類は, 返却いたしませんのでご了承ください。 ・本業務へ従事するに当たっては, 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者

	等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、申込書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。また、同様に面接時等に確認することがあります。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。
--	--

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条，第一百七十七条，第一百七十九条から第一百八十二条まで，第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって，次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて，人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し，若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し，又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け，若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し，又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは，次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって，その刑の執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって，当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって，その刑の執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの